

令和7年度 札幌市立義務教育学校定山溪学園 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に対する基本的な考え方

いじめは絶対に許されない人権に関わる重大な問題である。いじめが生徒の心身に及ぼす影響を全教職員が共通理解し、「いじめは人として決して許されない行為である」という基本認識のもとで、「いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こりうる」という危機意識を常にもって対応していく必要がある。

こうした基本認識に立ち、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、定山溪学園に通う全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるように、学校全体で組織的に対応しなければならない。

また、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のため、児童生徒指導の機能や教育相談の充実を図り、児童生徒一人一人の心の居場所を確保するとともに、安心して生活し、学習できる場を提供する必要がある。さらに児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもち、集団の一員としての自覚を育むことができる学校づくりに取り組まなければならない。

●いじめの定義といじめの態様

いじめの定義

(いじめ防止対策推進法第2条より抜粋)

「いじめ」とは、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの態様

(いじめ防止等のための基本方針を参考)

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、(遊ぶふりをして)叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、奢りを強要される
- ・貴重品(金品)や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

2 学校いじめ対策組織の構成員等・会議について

- (1) 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。
- (2) 構成員については、生徒指導主事、副校長、教頭、主幹教諭、教務主任、養護教諭、該当担任、指導支援部長、SC、SSWを必須とし、必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者などとする。
- (3) いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その際は、定例の会議で再度確認する。
- (4) 校長不在時は責任者である副校長に報告し、決裁を得る。
- (5) 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。
- (6) 既存の生徒指導委員会が学校いじめ対策組織を兼ねることとする。また、学校いじめ対策組織としての会議部分の記録は別途作成する。
- (7) 学校いじめ対策組織の会議の開催予定日は「生徒指導年間計画」に位置付け、定例の会議を月1回開催する。
- (8) 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- (9) いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、学校いじめ対策組織の会議を必ず開催する。

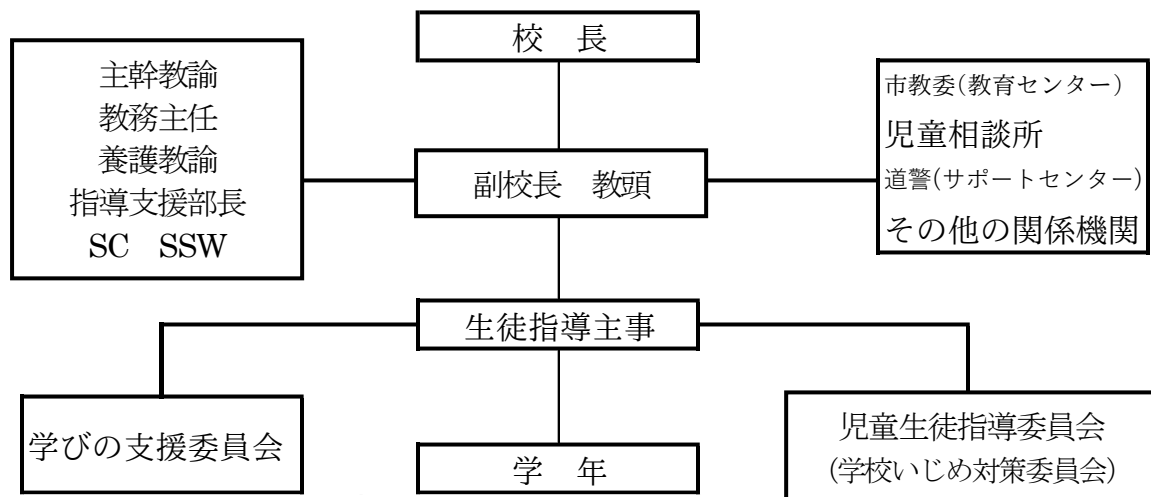
*校長はいじめ防止対策に係る基本的方針を示し、取組内容を決定する。

*副校長、教頭は校長の方針に基づき、生徒指導主事及び構成員に必要な指示並びに指導助言を行う。

*生徒指導主事はいじめ防止対策委員会の代表として実務的な連絡および調整を行う。

*スクールカウンセラー(SC)は委員会に参加し、いじめ防止について助言を行う。

*スクールソーシャルワーカー(SSW)は委員会に参加し、いじめ防止について助言を行う。



3 いじめ防止に関する具体的な取組内容

【未然防止】

- 学校安全計画に「いじめ防止」「命を大切にする指導」を位置付ける。
- 森林教室など多様な体験的活動を通しての豊かな感性と社会性を育む。
- 生命尊重・思いやり・個性の尊重・寛容の精神を育む道徳教育を推進する。
- 教科の学習のみならず、全ての教育活動での自己肯定感・自己有用感を育む。
- いじめの認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断する。
- 児童生徒会など児童生徒自身によるいじめ防止のための取組を行う。
- いじめ防止基本方針をHP上で公開し、保護者・地域の協力・見守りを促進させる。

【早期発見】

- 1人1台端末を用いた健康観察やいじめに関するアンケートの実施
- 学校サーバー内個人ファイルの活用
- 教育相談週間の充実（年2回4月、悩みやいじめに関するアンケート実施後）
- SCとの個別面談
- SCやSSWの活用の充実
- 悩みやいじめに関するアンケートの実施（11月全市調査）
- 学びの支援委員会での情報交流（年4回）
- いじめのサインチェックシートによって把握したいじめの疑いについては、学校いじめ対策組織で事実関係の把握といじめの認知を行う。
- 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- アセスメントシートについては、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。

【いじめへの対処】

- 発見時の早期対応
 - ・初期対応（事実確認）の迅速化
 - ・組織での対応
 - ・情報の共有（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）
 - ・被害児童生徒の対応（身の安全の確保など、必要に応じて関係機関との連携）
 - ・加害児童生徒の対応（表面的な事実のみではなく、背景にある要因を理解し、保護者と連携）
 - ・関係機関（警察・教育委員会など）との連携
- ※いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。

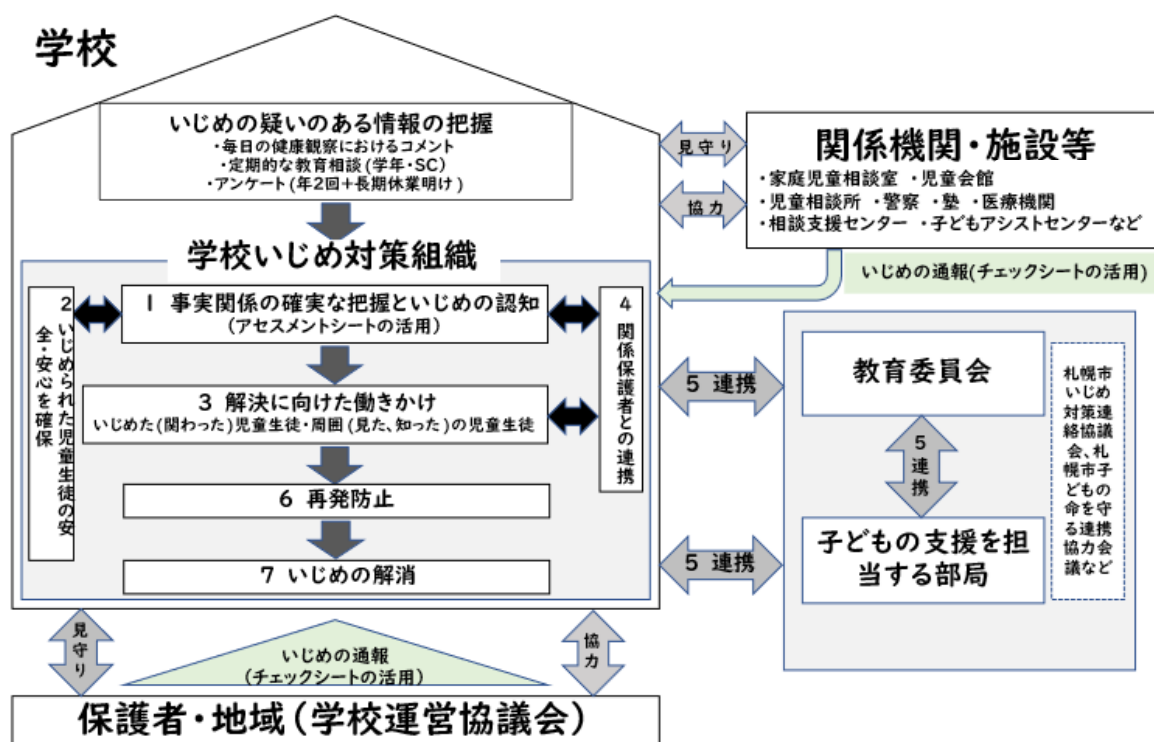
○いじめ対応後の再発防止

- ・国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。
- ・加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ・いじめの解消の判断は、事後対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。
- ・複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめ、経年的に把握できるようにする。
- ・学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。
- ・いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- ・悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、前籍校から引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

○インターネット上のいじめの防止

- ・インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- ・情報モラル教育の推進に当たっては、家庭や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じた系統的な指導を行う。

☆いじめ防止等の対処マニュアル



4 重大事態発生時の対応

(1) 重大事態発生の報告（学校→教育委員会）

○児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
○いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
*「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

(2) 調査主体の判断（教育委員会により調査主体を判断する）

調査① * 調査の目的は、事実関係を明確にすること

学校	教育委員会
弁護士等有職者を加えた調査組織による調査	附属機関「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」による調査

(3) 調査の実施（調査主体から教育委員会へ調査結果の報告）

(4) 調査結果の提供・報告

①教育委員会又は学校から、いじめられた児童生徒及び保護者に対し情報提供を行う。
②情報提供後、教育委員会から速やかに市長に報告する。
③いじめられた児童生徒又はその保護者からの調査報告書に対する所見をまとめた文書があれば調査結果に添付する。

■必要に応じた再調査の実施（調査②）

○市長が必要と認めるときには、「札幌市子ども・子育て会議」において再調査を実施

■再調査結果の提供・報告

①再調査の結果を、いじめられた児童生徒及び保護者に対し情報提供を行う。
②市長から議会に再調査の結果を報告する。

(5) 調査結果の公表（国のガイドラインに基づき調査結果を公表）

(6) 調査・再調査の結果を踏まえた措置

（市長及び教育委員会は、同種の事態の発生防止のための必要な措置を実施）

(7) 学校と教育委員会による取組の検証

①調査結果等による再発防止策等の提言が実行されているか、検証を行う。
②教育委員会は、学校及び教育委員会での再発防止の取組状況を札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会に報告し、必要な改善を図る。

※生徒の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切に援助を求められる場合がある。

○児童生徒及び保護者、地域等への説明

- ・入学時及び各年度の開始時に児童生徒の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- ・保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- ・方針をホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。

5 いじめ防止等に関する取組の年間計画

月	いじめに係る アンケート調査 (学校独自 アンケート含む)	教育相談 (アンケート後、 実施のものを含む)	校内研修・未然防止教育	保護者・地域・関係機関 パートナー校との連携 (学校評価を含む)
4		・教育相談	・学校いじめ防止基本方針や いじめ対処マニュアルの確 認・見直し ・第1、2回生徒指導研修会・ 第1回学びの支援研修会	・学校いじめ防止基本方針の 児童生徒への説明 ・学校いじめ防止基本方針を 学校説明会にて説明、および HPに掲載
5				
6			・第2回学びの支援研修会	
7	・いじめの状況報告 ①(4～7月分)		・命を大切にする指導の徹底 等の通知(夏季)を活用した 研修	
8	・長期休業明けのア ンケート	・長期休業明けの相談		
9				
10			・第3回学びの支援研修会	
11	・悩みやいじめに関 するアンケート(全 市)	・教育相談		
12	・いじめの状況報告 ②(8～12月分)		・命を大切にする指導の徹底 等の通知(冬季)を活用した 研修	・学校評価アンケート
1	・長期休業明けのア ンケート	・長期休業明けの相談		
2	・いじめの状況報告 ③(1・2月分)		・第4回学びの支援研修会	
3	・児童生徒の問題行 動・不登校等生徒指 導上の諸課題に関す る調査(文科) ※いじめの状況報告 ④(年間)を兼ねる		・命を大切にする指導の徹底 等の通知(年度末)を活用し た研修	・学校運営協議会にて学校評 価の実施